# 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則 （平成十六年国家公安委員会規則第二号）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関として次のとおり指定する。

# 附　則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

# 附則（平成一八年三月二四日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二四年四月二日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年二月四日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年一一月一日国家公安委員会規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年八月六日国家公安委員会規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。